

参議院外務・法務連合委員会會議録第三号

昭和二十七年四月十七日(木曜日)午後二時二十分開会

出席者は左の通り。

外務委員 有馬 英二君
委員 杉原 荒太君
委員 岡田 宗司君
委員 伊達源一君
委員 中山 福蔵君
委員 大山 郁夫君
委員 兼岩 傳一君
委員 小野 義夫君
委員 宮城タマヨ君

法務委員 委員 長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君

委員

政府委員

法務府法制局 林 修三君
見第二局長 石原幹市郎君
外務事務次官 三宅喜二郎君
外務事務官 鈴木 一君
入国管理庁長官 鈴木 政勝君
入国管理庁審判調査部長 鈴木 政勝君

事務局側

常任委員 久保田貫一郎君
常任委員 長谷川 宏君
常任委員 西村 高見君
常任委員 西村 高見君

本日の会議に付した事件

○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く外務省關係諸命令の措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○外国人登録法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(有馬英二君) それでは只今より外務、法務連合委員会を開きます。

前日に引続き両法案について質疑を行います。質疑のあるかたは御発言を願います。

○吉田法務君 只今、出入国管理令關係で数点お尋ねを申上げたいのでありますが、お尋ねをする第一点について実は数字的の根拠が私自身もはつきりしないのですが、送還実績八百人という数字であります。或いはこれは昨年の数字だったかと思うのです。別に吾國その他の者で一万三千という数字をどこかで拜見したのであります。が、この一万三千という数字が、この一万三千と、二十四條違反で一万三千という程度の人を送還する、強制送還するような予定があるのかのような感

じがするのでありますが、この辺の見通し等について先ずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木一君) 只今お尋ねがございました送還者の数字について、一万三千というようにあるというふうなお話がございましたが、これは衆議院で予算委員会におきまして、予算編成上昭和二十七年年度において送還すべき人数の予定を立てまして、この予定に基きまして予算を組んだというときに、この一万三千という数字が出てきたのでございまして、この一万三千の内容としてしましては、我々のほうで予算というものは今後起るべく予定をいたしました数字で、必ずしもこれがその通り行われると、一万三千という送還者を予定したから一万三千送還しなければならぬというものでありませうが、予算の積算上こういう数字が出てきたというところを、そのときに御説明いたしましたのであります。この一万三千を送還者の数として積算いたしましたその数字は、どういふものから成つておるかとお申しますと、これは主として過去におきまして密入国をして来た人たちの数字、それを昭和二十一年から二十五年の五カ年間に互に互に、過去の実績を調べまして、現に密入国で入つて参りました、検査をした数字、それが五カ年間を平均いたしました約千六百になるのでございまして、それからその当時検査はできなかったけれども、確かに入つて来て、密

入国で入つて来て、そのまま逃げてしまつた、逃げたことを確認した五カ年間の平均の数字を出しますと、これが二千二百ほどになるのでございまして、それから登録令違反と申しまして、いろいろ外国人登録証明書の偽造したり、いろいろそういう意味で違反を犯した人たちは、これは過去、二十五年の三カ月間の数字にしか出て参りませんが、それが四百名になるわけでありまして、そのほか船員などで船が着きまして、まあ一日とか二日とか見物をして、又船に乗つて帰るという、その際に船に帰らないで、そのまま逃げ上り、上陸して姿を隠してしまふという密入国という例があるわけでございますが、そういう人たちの、これも実績によりまして、これは二十五年の実績であります、六百名余りになるわけでありまして、只今申上げました数字を集めますと、一万二千ほどになるのでございまして、今後、今年初めてこの二十四條を適用しまして、新しい事例として強制送還に付するといふようなことを考えますと、大体どの程度の数字に相当するといふことは、我々としては予想がつかない関係もございまして、この過去五年五カ年に計算をいたしました実績の一割といふものを、大体そういうものに見まして、それが即ち千二百ほどに

なると思ひますが、それを集めますと一万三千という数字が出て参ります。一、これを基準にいたしましたして予算を編成いたしましたのでございまして。

○吉田法務君 頂きました資料の中に、各別国の外国人のこの人員の表がございまして、その中にいわゆる無国籍者といふのがあります。これは各人のほかに、或いは白系ロシアその他といふたような数字、或いは正規出入国者国籍別人員と書いてあります二十六年度の実績等の中にも、無国籍といふものがあるわけでありまして、このいわゆる無国籍者といふものはどういふ工合にお取扱になるのか、或いは白系ロシアなら白系ロシア人についてどういふ工合にお取扱になるのか、承りたいと思ひます。

○政府委員(鈴木政勝君) お尋ねの白系ロシアその他無国籍人の取扱でございますが、これらの者は殆んど恐らく例外なしに終戦前から日本に在留しておる者でございまして、従いましてお手許に差上げてあります資料のうちで、そういう無国籍者として出て参りますのは、いわゆる外国人登録上出て来るものでございまして、現在の出入国管理令といたしましては、これは提案理由その他を御説明申し上げました際に、触れておることでございます。が、終戦後はこういう外国人につきましては、総司令部がこれらの外国人の管理をいたして参つたわけでございます。従いまして平和條約ができましたと、この出入国管理令によつてこ

ういつた外国人の国内居留というものを規制しているということになるわけでございます。そこで只今提案になつておりますポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案、この出入国管理令の二條を御覽願いたい

やる、こういう趣旨でございます。従いましてこれは申請がありますれば、事実問題としては必ず何らかの在留資格、在留期間をきめて明続き在留を許す、こういう結果に実際問題としてはなろうかと存じます。

○吉田法晴君 国籍はない、それから
従来日本におつた。管理令による在留
期間或いは資格がなかつた。この点に
ついては或いはこれは白系ロシア人であ
らうと、或いは朝鮮人であらうと、
中国人であらうと、実質は變りはな
か。然るに今のお話では、或いは提案
理由の説明の中にもございますが、他
の無国籍者については六十日在留す
ることができるものとし、そしてその後
三十日以内に在留資格の取得を申請す
れば在留期間、資格を許可する。或
は中国人、朝鮮人についてはさうい
ふ手續をしない。この点については私
ども何とも差を付ける理由の發見に苦
むのであります。その辺はどうい
ふ理由になりまするか、承りたいと思
います。

○政府委員(鈴木政勝君) 格別差を
けると申しますか、御質問の趣旨が
く納得いたしかねますが、一応御説
申上げますと、只今私の御説明申
げました白系ロシア人とか、その他
国人等で終戦前からおるものは、只
も御説明申上げました白系ロシア人
同じ手続で三月以内に申請する、か
うになっております。ところがお尋
ねの点は、そうではないかと思いま
が、朝鮮人、台湾人の問題でありま
が、これは日本の法律上からしまし
と、平和條約発効の日までは日本の
籍がある。つまり日本人だといふこ

でございまして、従つて平和條約発効まではそういうった白系ロシア人とか或いは中国人とは違つた、つまり法的な地位を持つておるわけでございます。そこで平和條約発効後、朝鮮人、台湾人は、つまりその時まで日本の国籍を持つたものを管理令上からどう扱つて行くかということがこの法律の重要な点になるわけでございます。この朝鮮人、台湾人につきましては、このやはり二條の第六項を御覽頂きたいのであります。第六項をお読み下さいますと、はつきりいたすわけでございまして、「日本国との平和條約の規定に基き、同條約の最初の効力發生の日において日本の国籍を離脱する者」、つまりこれは朝鮮人、台湾人という意味でございまして、そういうつたもので終戦前から平和條約発効の日まで引続き本邦に在留するものは、「出入国管理令二十二條

については、これは目下日韓會議等におきましていろいろと内容的に話合いが進められておる。そこでいろいろなそういう人たちにどういう資格、期間を與えるかということがはつきりいたしまして、これは別に法律でそういうことが定められるということになつておるわけでございます。従つて、それまでの間は従来通り、今まで日本に住んでいたと同様に、今まで通り何らの手續を必要としないで、そのままの状態でおられる。こういう規定をここにおいたわけでございます。従いまして、これらの人たちに対する管理命令上の在留資格、在留期間というものは別に法律が出る。それは日韓會議等で内容がはつきりいたしました上で、又別個に法律案として国会に提出する、かようなことになつておるわけでございます。

の第二一項の規定にかかわらず、別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有する、となく本邦に在留することができ、^一、^二、^三、^四、^五、^六、^七、^八、^九、^{一〇}、^{一一}、^{一二}、^{一三}、^{一四}、^{一五}、^{一六}、^{一七}、^{一八}、^{一九}、^{二〇}、^{二一}、^{二二}、^{二三}、^{二四}、^{二五}、^{二六}、^{二七}、^{二八}、^{二九}、^{三〇}、^{三一}、^{三二}、^{三三}、^{三四}、^{三五}、^{三六}、^{三七}、^{三八}、^{三九}、^{四〇}、^{四一}、^{四二}、^{四三}、^{四四}、^{四五}、^{四六}、^{四七}、^{四八}、^{四九}、^{五〇}、^{五一}、^{五二}、^{五三}、^{五四}、^{五五}、^{五六}、^{五七}、^{五八}、^{五九}、^{六〇}、^{六一}、^{六二}、^{六三}、^{六四}、^{六五}、^{六六}、^{六七}、^{六八}、^{六九}、^{七〇}、^{七一}、^{七二}、^{七三}、^{七四}、^{七五}、^{七六}、^{七七}、^{七八}、^{七九}、^{八〇}、^{八一}、^{八二}、^{八三}、^{八四}、^{八五}、^{八六}、^{八七}、^{八八}、^{八九}、^{九〇}、^{九一}、^{九二}、^{九三}、^{九四}、^{九五}、^{九六}、^{九七}、^{九八}、^{九九}、^{一〇〇}、^{一〇一}、^{一〇二}、^{一〇三}、^{一〇四}、^{一〇五}、^{一〇六}、^{一〇七}、^{一〇八}、^{一〇九}、^{一一〇}、^{一一一}、^{一一二}、^{一一三}、^{一一四}、^{一一五}、^{一一六}、^{一一七}、^{一一八}、^{一一九}、^{一二〇}、^{一二一}、^{一二二}、^{一二三}、^{一二四}、^{一二五}、^{一二六}、^{一二七}、^{一二八}、^{一二九}、^{一三〇}、^{一三一}、^{一三二}、^{一三三}、^{一三四}、^{一三五}、^{一三六}、^{一三七}、^{一三八}、^{一三九}、^{一四〇}、^{一四一}、^{一四二}、^{一四三}、^{一四四}、^{一四五}、^{一四六}、^{一四七}、^{一四八}、^{一四九}、^{一五〇}、^{一五一}、^{一五二}、^{一五三}、^{一五四}、^{一五五}、^{一五六}、^{一五七}、^{一五八}、^{一五九}、^{一六〇}、^{一六一}、^{一六二}、^{一六三}、^{一六四}、^{一六五}、^{一六六}、^{一六七}、^{一六八}、^{一六九}、^{一七〇}、^{一七一}、^{一七二}、^{一七三}、^{一七四}、^{一七五}、^{一七六}、^{一七七}、^{一七八}、^{一七九}、^{一八〇}、^{一八一}、^{一八二}、^{一八三}、^{一八四}、^{一八五}、^{一八六}、^{一八七}、^{一八八}、^{一八九}、^{一九〇}、^{一九一}、^{一九二}、^{一九三}、^{一九四}、^{一九五}、^{一九六}、^{一九七}、^{一九八}、^{一九九}、^{二〇〇}、^{二〇一}、^{二〇二}、^{二〇三}、^{二〇四}、^{二〇五}、^{二〇六}、^{二〇七}、^{二〇八}、^{二〇九}、^{二一〇}、^{二一一}、^{二一二}、^{二一三}、^{二一四}、^{二一五}、^{二一六}、^{二一七}、^{二一八}、^{二一九}、^{二二〇}、^{二二一}、^{二二二}、^{二二三}、^{二二四}、^{二二五}、^{二二六}、^{二二七}、^{二二八}、^{二二九}、^{二三〇}、^{二三一}、^{二三二}、^{二三三}、^{二三四}、^{二三五}、^{二三六}、^{二三七}、^{二三八}、^{二三九}、^{二四〇}、^{二四一}、^{二四二}、^{二四三}、^{二四四}、^{二四五}、^{二四六}、^{二四七}、^{二四八}、^{二四九}、^{二五〇}、^{二五一}、^{二五二}、^{二五三}、^{二五四}、^{二五五}、^{二五六}、^{二五七}、^{二五八}、^{二五九}、^{二六〇}、^{二六一}、^{二六二}、^{二六三}、^{二六四}、^{二六五}、^{二六六}、^{二六七}、^{二六八}、^{二六九}、^{二七〇}、^{二七一}、^{二七二}、^{二七三}、^{二七四}、^{二七五}、^{二七六}、^{二七七}、^{二七八}、^{二七九}、^{二八〇}、^{二八一}、^{二八二}、^{二八三}、^{二八四}、^{二八五}、^{二八六}、^{二八七}、^{二八八}、^{二八九}、^{二九〇}、^{二九一}、^{二九二}、^{二九三}、^{二九四}、^{二九五}、^{二九六}、^{二九七}、^{二九八}、^{二九九}、^{三〇〇}、^{三〇一}、^{三〇二}、^{三〇三}、^{三〇四}、^{三〇五}、^{三〇六}、^{三〇七}、^{三〇八}、^{三〇九}、^{三一〇}、^{三一}、^{三二}、^{三三}、^{三四}、^{三五}、^{三六}、^{三七}、^{三八}、^{三九}、^{四〇}、^{四一}、^{四二}、^{四三}、^{四四}、^{四五}、^{四六}、^{四七}、^{四八}、^{四九}、^{五〇}、^{五一}、^{五二}、^{五三}、^{五四}、^{五五}、^{五六}、^{五七}、^{五八}、^{五九}、^{六〇}、^{六一}、^{六二}、^{六三}、^{六四}、^{六五}、^{六六}、^{六七}、^{六八}、^{六九}、^{七〇}、^{七一}、^{七二}、^{七三}、^{七四}、^{七五}、^{七六}、^{七七}、^{七八}、^{七九}、^{八〇}、^{八一}、^{八二}、^{八三}、^{八四}、^{八五}、^{八六}、^{八七}、^{八八}、^{八九}、^{九〇}、^{九一}、^{九二}、^{九三}、^{九四}、^{九五}、^{九六}、^{九七}、^{九八}、^{九九}、^{一〇〇}、^{一〇一}、^{一〇二}、^{一〇三}、^{一〇四}、^{一〇五}、^{一〇六}、^{一〇七}、^{一〇八}、^{一〇九}、^{一一〇}、^{一一一}、^{一一二}、^{一一三}、^{一一四}、^{一一五}、^{一一六}、^{一一七}、^{一一八}、^{一一九}、^{一二〇}、^{一二一}、^{一二二}、^{一二三}、^{一二四}、^{一二五}、^{一二六}、^{一二七}、^{一二八}、^{一二九}、^{一三〇}、^{一三一}、^{一三二}、^{一三三}、^{一三四}、^{一三五}、^{一三六}、^{一三七}、^{一三八}、^{一三九}、^{一四〇}、^{一四一}、^{一四二}、^{一四三}、^{一四四}、^{一四五}、^{一四六}、^{一四七}、^{一四八}、

○吉田法晴君　只今の御答弁で、日韓
 会談によつて別に法律に定めることに
 なるだろう。こういう点で朝鮮休戦の
 交渉の結果による關係諸國に勧告す
 る内容と、或いは日韓会談の内容の問
 題との関連性と申しますか、或いは矛
 盾の問題もあるかと思うのであります
 が、先ほどお尋ねしたのは講和発効
 後、日本人であつた朝鮮人、台灣人
 が、日本人であつたと申しますか、日
 本としての国籍を失う。そうして外國
 人になる。而もその籍が、或いはこれ
 今の場合統一しておりませんか北鮮
 なり南鮮に分れますが、いづれに属す
 るかということは日本人の選択が許さ
 れないで韓国なら韓国にきめられる。
 ういふ点に矛盾を感じるのですが、講
 和発効と同時に日本人であつても又外
 國人になる、その瞬間を捉えて考える

につきまして、一応申上げておきたいと思ひます。この講和の発効によりまして、御承知の通り、いわゆる朝鮮というものは独立するのでありまして、日本におきましてこの朝鮮人関係は外国人、いわゆる外国人ということに日本ではなるわけでありまして、その者がどういふ国籍をとるかというところは、これは相手の国の国籍法、朝鮮で言えは独立する朝鮮の国籍法が決するところになる、こういうことに原則としてなるわけでございます。それで日本といたしましては、只今いわゆる朝鮮関係につきましては、大韓民国を日本の折衝相手といたしまして日韓会談が行われておることは御案内の通りであります。ところで大韓民国におきましては、いわゆる韓国籍を、朝鮮人関係は韓国籍を取得するということに大体向うの国籍法で決せられると思ひます。只今吉田委員から言われましたように、現実の朝鮮はいわゆる南朝鮮と北朝鮮というふうなことになるわけで、日本に在留しておる人々、朝鮮関係の人々が、直ちに韓国籍であるということについて、手続をとるというふうなことに、その間いろいろの問題がやほりまゐると思ひます。そこで別に御審議を願つております外国人登録法によりましては、六カ月の間に登録の切替をやらねばならぬのでありますが、そのときは一応便法といたしまして、従来朝鮮とか、或いは韓国とかということ、現在まで外国人登録令によりましてされておるものが、大体それらを踏襲いたしましてその間一応の便法を設けて行こう。つまり朝鮮なら朝鮮

ということ、登録の切替を認めて行こう、こういう建前をとつておるわけでありまして、そこで登録の切替ができまゐるという、先ほど鈴木部長から申上げましたように、出入国管理令の改正法律案によりまして、その者は別に新しい法律ができるまでの間は、まあいわゆる無條件で引続き日本に在留できる、こういうことになつておるのであります。で、この新しい法令がどういふ形でできるかということにつきまして、只今日韓会談でいろいろ交渉が行われておるわけでありまして、その間二年乃至三年の間大体そのままで在留できる、こういう形になると思ひます。台湾につきましても、いわゆる平和発効と共に、日本におきまして従来の台湾人、これも外国人になるわけでありまして、台湾におきましては、いわゆる向うのこの又国籍法によりましてその国籍がきまゐると思ひます。台湾におきましては、大体中国国籍復帰法といふものを向うで定めておるようでありまして、台湾の国籍を取りましたものは、それによりまして登録の切替が行われて行く、こういうことに相成ると思ひます。ただ極端な例でありますけれども、どうしてもその国籍を取らない、こういうふうな人は、ここに又一部分は無国籍、或いは日本に帰化するなどの問題も起ると思ひます。であります、大体現状におきましては、日本におきまして台湾人の殆んどは中国ミツションの手を経て台湾関係の国籍の手續を取つておるようでございます。それから従来からつとおりあります中国関係の人につきましては、従来から中国といふことで登録されて来ておる

するので、そういう人々については、従来からの資料によりまして、そういう認定をすることができると思ふのであります。それによりまして、その国籍を登録のときに切替えて行く、こういう考え方を大体とつておるわけでありまして。

○吉田法晴君 今の答弁に關連をいたしまして質問をいたしますが、便法として朝鮮人につきまして朝鮮の国籍を取得せしめる、この点は説明されませんでした。意味は、韓国籍以外に、北朝鮮なら北朝鮮の籍を取得したいと申しますか、南朝鮮出身やなく北朝鮮出身なら北朝鮮出身の諸君は、南朝鮮国籍というのじやなく、別に朝鮮という国籍を作るといふ意味であつたのでしょうか。それからもう一つ、台湾出身以外の、従来からおる人については別に認定するといふお話でありましたが、その認定せられる国籍はどういふ国籍でありますか、承わりたいと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほどちよつと申上げましたように、日本といたしましては、朝鮮については、只今大韓民国といふものが、あそこで民主的にでき上つておる国である。こういうふうな認めまして、これは御案内のごとく國連関係の二十数カ国もこれを承認しておるわけでありまして、大韓民国を相手にして日韓会談を行なつておるのであります。そこで大韓民国といたしましては、朝鮮の者を全部一応向うの国籍法で韓国籍としようと思ふのであります。併しながら御案内のごとく、現実の、いわゆる南朝鮮、北朝鮮といふ現在状況になつておるのであります。日本に在留する例をば朝鮮人が、どういふ

際、韓国籍といふことでなければこの登録をしないとか、どうかといふことになりまゐると、そこに相當のやほり問題が起るであらう、こういうふうな考えられますので、そこで外国人登録法による登録の際に、一応便法といたしまして、本来ならばつきりした国籍で、韓国ならば韓国といふことでなければおかしいのであります。が、従来も朝鮮といふようなことで登録をいたしておる例もあつたので、朝鮮といふような記載をも認めて行こう。こういう意味で申上げておるわけでありまして、それから中国、旧来からつとおりました中国人の中国といふのも、これはまあいわゆる中華民国といひますか、あの中国といふ意味でありまして、先ほど申上げたのはそういう意味であります。

○吉田法晴君 そうすると、大韓民国の韓国籍を必ずしも強制しない。或いは日本が中国について今のところこれはまあ限定承認とか、いろいろ言われておりますけれども、中国の蔣介石政権については台湾及び澎湖島に限るといふことで、その他の省から来た人その他については、言葉は同じ中国といふ言葉であります、必ずしも台湾なら台湾の蔣介石政権の中国籍を強要はしない。それで裏から端的に言いますならば、朝鮮という言葉を北朝鮮なら北朝鮮の国籍も認める、或いは中国が中華民国の意味であるといふことは論ずる必要はありませんが、中共政権なら中共に解してよろしいのでしょうか。その辺重ねて……

○政府委員(石原幹市郎君) この日本に在留する例をば朝鮮人が、どういふ

国籍になるかといふことは、これは日本がきめるわけではないのであります。て、いわゆる独立する朝鮮の国の国籍法が決定するところであらうと思ひます。それで日本といたしましては、朝鮮ではいわゆるまあ大韓民国が、一応民主的に合法的にでき上つた政府である、こういうふうな考えまして、これは先ほど申し上げたように、國連中心の二十数カ国が承認しておる国であります。そこで日韓会談等も大韓民国と行なつておるわけなのであります。この大韓民国の国籍法が決するところ、いわゆる朝鮮人の国籍がきまつて行くのではないかと申うのであります。が、ただ日本の外国人登録法その他の手續の上におきましては、たゞ、先ほどから繰返しておる、つまり、これを直ちに嚴格にこのままで実行して行くといふことについては、そこに相當のトラブルがあるであらうといふことによりまして、一応の便法を講じて行こう。そうしてそこに思はざる摩擦が起きないようにしよう。こういう意味で申上げたのであります。

○政府委員(鈴木一君) 只今政務次官の御説明で、その通りでございます。が、なお補足をいたしまして、若し誤解があつてはと思ひまして、一言申し上げたいと思ひますが、先ほど表をお取りになりました、無国籍の人数の点を御指摘になりましたが、その同じ表に、朝鮮、韓国といふ二つの欄がございます。これは外国人登録令によりまして、外国人を市町村で登録いたしておりますが、そのときに各市町村で集められた数字がここに集まつて来ておりますが、このときに国籍欄という欄がございまして、そこに朝鮮、韓国と

いう二つの別欄がございます。朝鮮の欄におきましては、この数字では四十六万四千、それから韓国のは九十九万七千、こういう数字が出ております。これは、あたかも現在の北朝鮮並びに南朝鮮のいわゆる韓国、これを何か示しておるのではないかと、このような誤解が各方面にございまして、この登録の際に、この朝鮮、韓国という二つの欄を設けました理由をちよつと御説明申し上げたいと思ひます。実は日本におきましては、従来から、朝鮮という一言しかなかつたのでございまして、これは昭和二十五年の一月の切替の際に、朝鮮という字で外国人登録証明書を持っておりますのを切替えたのでございまして、丁度そのときに大韓民国の代表部が日本にございまして、折角大韓民国という国名がはつきりしたのであるから、朝鮮という字を使わないで、韓国という字を日本側においても使つてくれというのを、総司令部を通じて、日本のほうに話があつたわけでございます。そこで日本側としましては、これは朝鮮でいいのである、日本では朝鮮として一括してやつておるのであるから、ということをお申ししたのでありますが、いろいろ折衝の結果、それではまあそれほどうのではありません、韓国というのを希望する人は韓国とお書きなさいということ、二、二ヵ月あとになりましてから、そういう手続をいたしたわけでありまして、従つて朝鮮と登録した人が大部分であり、あとから韓国ということに登録をした人が少いというのでございまして、この数字の差が、現在行われております三十八度線の向うと、こつちの勢力を現わしておるということでは、

これは絶対ないのをごさいます。登録令においても、我々のほうではこの国籍欄に、ただ朝鮮とか韓国とか書いてありますのは、どこの出身であるかというのを知つたために一応とつておるのでございまして、登録法によりまして、その国籍を決定しようというふうなことは考えないのであります。従ひまして、先ほど政務次官が御説明になりましたように、今提案をいたしております外国人登録法の附則にございまして、六ヵ月先に登録の切替をいたすわけでございますが、その際に、外国人登録証明書というのを、各人が持つておりますのを、この新しい登録法によりまして、平和発効から六ヵ月間、その効力はなくなる、そこで切替をするという手続をいたしまして、新しい外国人登録証明書と切替えるのをごさいます。その際にその外国人登録証明書と二色の書き方がしてあるが、その六ヵ月のときに切替についてはどうするかという問題については、従来やつておつた通りに、ただそのまゝ同じ文字を使つて書き替へて、そういう手続をとるということ、先ほど政務次官から御説明があつたわけでありまして、

○吉田法晴君 大体わかつたような感じがするのですが、少し突込んで聞き過ぎるから答弁をほかされるのだとも思ひますが、聞いておりますことは、韓国籍は韓国籍と認めておるの、韓国だからというので全部を韓国籍に強制しないといふので、実際上選択の自由を與えないで、韓国籍に入れてしまふのじやないか、或いは中国から中国といふ名前にいたしまして、中国の国籍と言つても蒋介石政権だけを今のところ相手にしておるということ、蒋介石政権を意味する中国国籍を強制する結果になるのじやないか、こういうことをお尋ねしたのであります。その点はそういうことではないか。それは韓国籍、朝鮮という文字或いは別の国籍……そういうものを作り、或いは台湾政権じやない、中国という言葉を使われまして、そういうことで別に国籍に相当するものを認める、こういう御趣旨、御答弁に解していいのですか。

○政府委員(石原幹市郎君) この国籍が、朝鮮なら朝鮮、中国なら中国に国籍が二つもあるという解釈には私はならぬと思ひます。朝鮮の人々の国籍がどうなるかということ、朝鮮でできる国籍法が決まるところであらうと思ひます。これは何回も繰返すのであります。ここで日本が今折衝しております相手の国はいわゆる大韓民国であります。から、大韓民国の国籍法が決まるところによつて朝鮮人の国籍がきまることになるのが、我々の解釈であらうと思ひます。ただそれをそのまま、いふゆる日本の登録なりいろいろないでそれをそのまま厳格に強制して行くという、直ちにやつて行くといふことについては、そこいろいろの問題があるのだと思ひます。一応いろいろの便法を講じて行く、一応いろいろの便法を講じて行く、これがそこにあるといふふには我々は解していません。それから中国につきましてもやはり問題は同じであらうと思ひます。現在日本が国民政府を相手といたしまして中華民国と言いますか、中国といふものを対象としていくわけでありまして、そこで国籍の記載につきましても、先ほども申し上げましたように中国という記載で扱ひを続ける中国、殊に古くからつとおりする中国人、中国の人々の扱い等につきましては従来からのいろいろの資料によりまして、この人は中国から来ている人であるといふことが大体はつきりすると思ひます。そういう場合にはそのまゝの中国という記載でそれを扱つて行く、こういうふうな……

○吉田法晴君 そうすると、とにかくその便法の意味するものはつきりいたしませんけれども、正面から言いますならば、朝鮮の代表的な政府といふか、或いは日本が認めておる政権は大韓民国である、中国については国民政府だ、そういう国籍としては民主的にできていると言われる大韓民国で、大韓民国の国籍法と言ひます。か、大韓民国に属する国籍法……そうすると大韓民国国籍だけしか日本政府としては一応正式には認めない。こういうことになりまして、例えば北朝鮮出身なら北朝鮮出身、それから二つの政権が現実にあるわけでありまして、どちらを選ぶかといふことは、これは本人だけの自由でなくて、日本側なら日本側から国籍の選択を押し付けるということになります。そういうことにはなるのですか、どうか。

○政府委員(石原幹市郎君) これはどうも言い廻し方と云ひます。立論、議論の仕方と云ひまして、吉田委員がそういうふうな言い方をされて来られますが、非常に何するのではありません。又結局繰返すことになりまして、

○吉田法晴君 そうすると、その便法の意味するもの、これをもう少し承わりたいと思ひますが、具体的に先ほど朝鮮或いは中国という言葉を表わす表現の方法だけは言われましたが、それは韓国籍を要するのではない、或いは台湾政権と申しますか、その国籍を要するのではない、それ以外の、はつきりせんけれども朝鮮、中国、こういう言葉で言われたのであります。が、この国籍問題については、本人の選択の自由を許しながら便宜に、あなたの言葉で言うならば便宜に一応そういう御説明のよう、問題の具体的内容、それから一応便宜をとるが、その後の問題をどうするか、こういう点具体的に承わりたい。

○政府委員(石原幹市郎君) これは便法といふのはつまり登録のときの手続上のこと、いふゆる便宜の取扱をしよう。これを厳格に履行する場合に、いろいろの問題があるであらう、それから便宜の取扱をしようといふのであります。文字通りの便法でありまして、国籍の選択の自由を認めるのかどうかといふことは、これは日本の関知するところではないので、向うの

朝鮮にできる国籍法の律するところによりなればならないことは、言うまでもないことと思ふのであります。ただそれを日本で登録する際の手続上において一応の便宜を圖ろう、便法を講じて行こう、そうして問題を少くして行こう、こういう意味でありま

す。余りこれを期下げて非常に迫及した、とことんまでの議論になります。という、却つて複雑化すると言いますか、わからんことになつてしまふだらうと思ひます。この辺で御了承願ひたいと思ひます。

○吉田法晴君 或いは速記がないほうが答弁しやすければ速記をとめて答弁願つてもいいのですが、どうでしょう。

午後三時八分速記中止

午後三時三十分速記開始

○委員長(有馬英二君) 速記を始め

○吉田法晴君 それでは念のためにもう一遍伺いますけれども、韓国籍を選ばない朝鮮人の諸君、それから台湾の国籍と申しますか、これを選ばない人については強制しないという点は、これは御言明を頂きますね。

○政府委員(石原幹市郎君) 外国人登録法に言われる登録の際の記載方法その他について一応の便法を講じて行きたいということは、これは、先ほどからたび／＼申上げておる通りであります。

○吉田法晴君 もう一点、三年間はそれで行く、三年後の問題についても同様に強制的に、或いは朝鮮或いは台

湾といったような国籍を強制することはない、この言明は頂きますか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは目下日韓会談等進行中でありまして、これは明確にこの言明をするということではできないと思ふのであります。この三年なりその間に、先方ともいろいろ折衝したりして、無理のないような方法を講じて行きたい、こういう

○吉田法晴君 それからもう一つ、日韓会談、日韓会談と言われますが、日韓会談のほかに朝鮮休戦交渉も進んで

おるわけでありまして、その結果がどういふ問題に關連して来るということも考えられるわけですが、その邊は日韓会談だけでなくて、朝鮮会談その他アジアにおける今後の情勢といふものも考え合せて、これを考慮せられると思ふのですが、この点は當然だと思ひますけれども、なお重ねて御答弁をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) これはまあ将来の問題でありますので、ここでこれ又何とも申上げることができないのであります。現在においては一応その問題とは關連なしに我々は考へて行つておるわけでありまして、

○吉田法晴君 多少はつきりいたさない点もありません、将来の問題については、これは推移を見なければなりません、この程度にとどま

りまして、次に管理令の二十四條關係を伺つてみたいと思ひます。ここで主として一号から六号の中で問題になりますのは四号關係だと思ふのであります。この四号關係の中で、一番最初一

害者等で生活上困窮又は地方公共団体の負担になつてゐるもの、(こういふ点、これは一万三千云々の、先ほど説明は頂きましたが、この貧困者、或いは別の言葉で言いますと定職のないものについては送還すると、こういうこと

になりますならば、これは自國のあるものとはかくてあります。實際一番問題なのは朝鮮人の諸君であると思ひます。外国人の財産取得に關する政令、或いは外資に關する法律その他で、實際上生活生計が非常に制限されて

おります。或いは戦後の問題であります。大企業なら大企業でなく、使つておると思ふのです。従来日本人の籍のある諸君であります。これに十分の職が與えられておらん。そうすると貧困者、或いは定職がない、或いは現に密造その他が行われておりますが、これは、これらの生活保護法について皆いとは考へておられませんか。けれども、ほかに方法がなく、そういう生活

をしてゐる、或いは定職がない、貧困になつてゐる、こういうものが出て参ります。この保護につきましても、運用上今後相當問題が起るのではないかと考へるのであります。それらの關連、或いは運用上の不備或いは不当を救済する点についてはどういふ工合に考へておられますか、承わりたいと思ひます。

○政府委員(鈴木一君) 強制退去の事由といたしまして今お挙げになりました二十四條の四号の中に「貧困者、放浪者、身体障害者等で生活上困窮又は地方公共団体の負担になつてゐるもの」といふのは一応強制退去の事由に該當いたします。これに當れば強制退去することができると書いてござい

まして、これに當つたから必ず退去されるという事は、これは絶対に我々としても考へておらないところでござい

ますが、この項目がたゞ／＼六十萬もおられる朝鮮の人たちに非常に反響を呼びまして、皆追ひ歸されるのではないかと云うようなことを、よく我々のところにも尋ねて来られるかたがあるので、非常にいい機会でございますので、政府としてはそういうことは絶対考へてないということを申し上げたいと存じます。で、ただ口で、これはそういうような運用はしないということ

を申し上げても御納得が行かないかとも思ひますが、その点につきまして、やはり日韓会談におきまして、この條項についても少し安心の行くような話合ひがでないだらうかといううな申出もございまして、日韓会談におきまして、この点について十分日本の政府の真意を吐露しまして、話合ひをいたしたわけでありまして、結論としましては、まだ発表の時期ではございせんけれども、大体この貧困者等で公共の負担になつておる者につきましては、社会の秩序を特別に乱す、要するに積極的に悪いことをする以外の人であれば、單に貧困者である、或いは生活保護法の適用を受けま

して生活扶助を受けておる、それだけの事實では歸さない、特に日本の社会に毒害を及ぼすような積極的な悪い人に歸つてもよろしいかといふも、兩國間で協議をしてきめようといふところまで話合ひが行つておるわけでありまして、この條文を書きましたときも我々としましては、例えば放浪者であつてどこかの收容所に入れてもその秩序を亂し、乱暴をし、どうしても手に負えな

い、そういう人にはどこかで歸つてもらうような條項がなければ、日本の社会を健全に保つことはできない。その本國の外國に歸つてもらう以外に方法がない。そういう途を開けておくといふ意味で、この條文を以ちまして退去をさせることができるというふうになつておるのであります。運用につきましては、單なる貧困者であるから歸すといふことではなしに、積極的に害悪を流す、そういう人である場合に限つて歸す、退去をして行くという運用をいたしたいと思つておる次第でございます。

○吉田法晴君 今の御答弁を承つておりますと、貧困者といふことのみでは強制退去をしない、こういうことではあります。むしろこの項は削除したほうがいいんじやないか。こういう点について一点……それから仕事を與えない、或いは商売なり或いは經營なりをやつて行く、こういう点について大きな障害があつて、實際に生活が困難で貧困になる、或いは定職がない、こういう事態が起つて来ることにつきましては、対策をお持ちであるのかどうか、口で言つても貧困になるようにしておけば、これは貧困になるのは当り前の話で、先ほど申しましたけれども、貧困にした原因があるから、まあ貧困になつておるわけでありま

す。この原因の救済と申しますか、措置についてどういふお考えでありますか、その二点を一つ承わりたいと思ひます。

○政府委員(鈴木一君) 第一の点につきましては、この條文を置かないでもいいではないかといふようなお話がございましたが、先ほど申し上げましたよう

に、何かこういう條文がございませんと……、そういう人にただ貧困であるから掃すというだけではないのでありまして、いろいろ貧困の上に積極的に社会に毒を流すというようなことに当りましたならば掃すという運用をいたしたいと思うのであります。一応この條文をいたしましては、こういうことを書いておきませんことには、ひつかかりようがないというわけでございまして、この点は御了承を願いたいと思ひます。第二点の、今日貧困者になるようになったことについて、日本政府としてその外国人にどういふ対策を持つかというお尋ねと思ひますが、これは外国人が貧困者になつたといふことについての対策をいたしましては、外国人でありまして以上は、その本國政府が第一に面倒を見ること、第一点かと思ひますが、特に朝鮮人のようなすでに長いこと日本におつたといふような人たちは考慮に入れますれば、そういう人たちに對しまして日本政府といたしまして生活保護法を外国人にも適用を許して行く、當然適用すべきではございせんけれども、適用のほうを考慮して行くといふようなことも考えられますし、なお、その他社会施設、厚生施設等も、十分援助のできる面におきましては援助して行くといふことが当然であると思われま

す。

○岡田宗司君 今の点に關連してお伺いしたいのですが、生活保護法の適用です、これは従前日本に在住しておつて、そして貧困なるが故にずつと生活保護法の適用を受けていたといふ人についてはこれを継続するといふ、こういう意味なんですね。

○政府委員(鈴木一君) 未来永劫に生活保護法をずつと適用して行くと、それほど強いことを言つておるわけではないのでございまして、こゝ暫らくはその扶助を受けるようにしたい、そういうふうな考へておられます。

○岡田宗司君 その点は厚生大臣とすでに話が済んでおるのですか。

○政府委員(鈴木一君) これは実は日韓會議の一つの内容になるわけでございまして、日韓會議に基く日本政府側の対策の一つになるんじゃないかと思ひますので、まだはつきりいふことができません、さういふ意味合いで、さういふ心持で話合ひをしておるということでありまして。

○岡田宗司君 まあ日韓會議でさういふ話をするということになりまして、當然日本側ではまあ永劫ではございませんが、生活保護法を適用するといふ態度で臨んでおる。さうすれば厚生省との間に話合ひがついていなければならぬと思ひますが、外務省はつけないで臨んでおるのですか。石原さんどうです、その点。

○政府委員(石原幹市郎君) これは生活保護法を外国人にそのまま適用するといふことは、この法の建前上できないわけでありまして、さういふ趣旨で先ほど長官が申し上げましたような趣旨で臨もうといふことにつきましては、厚生省とも話合ひを終えまして、大体或る程度予算措置も考えられておるようであります。

○吉田法晴君 先ほどの管理庁長官のお言葉によると、貧困といふ理由のみでは掃さない、積極的な毒を流すといふような人を掃さそう、その積極的

な毒を流すといふのは、他の項なり号なりでそんなことは書いてない。そして今のお話のように日韓會議でもお話しが出るかも知れませんが、生活保護法の適用をしよう、さういふ言葉があるならばこの條文に何と書いてあるか。貧困者、放浪者、身体障害者等生活生活上又は地方公共団体の負担になつてゐるもの、この項の中には積極的に毒を流すといふ理由は入つておらない。それからホの点から申しますと、国又は地方公共団体の負担になつてゐるかどうか。その生活保護の面については、これから生活保護法を適用して行く、さういふことならこの條文を置く理由が何らならない。だから先ほど削つたらどうですかといふことを申上げたのですが、今の答弁から申しても、答弁と條文とは矛盾しておるがどういふ工合にお考えですか。

○政府委員(鈴木一君) お話の通り、この條文は貧困者等が国又は公共団体の負担になつておるもの、要するに日本政府が金を出して面倒を見てやつておる、さういふ人たちの中で、積極的に面白くないことをするやうな人には掃つてもよろしい、さういふ意味なんぞございまして、若しこれは、更に申上げますれば、日本の國に外国人が入ります際には、日本で生活できないやうな人はもう一切入れないといふ第一の関門があるわけございまして、その関門を通過して入つて来た人の中で、更に日本政府の負担になるやうな人は、これ又掃つてもよろしいわけであらう、これは國體上、例であります、どこの移民法にございまして、特にこれは朝鮮の人たちだ

けにこれを適用するといふわけではなわけでありまして。ただ問題は朝鮮の人たちは特に曾つて日本人であつたし、日本に長くおつたといふその事實は尊重しなければならぬといふ、さういふ人たちについては、今申上げたやうに、日韓會議によつて特別に面倒を見て上げておるわけであり、さういふことを先ほど申し上げておるわけでありまして、一般外国人につきましてはこの條文は嚴として残して置かなければならぬ、かように考へておる次第であります。

○吉田法晴君 一般外国人については云々と言われますが、この條文が今後或いは三年のうちでも或いは三年後に或いは問題になるであらうから論議しておるわけでありまして、さういふ意味で一つは問題にし、そして實質的に日韓會議の内容として或いはこれに關連して生活保護法の適用も考へる。さうすると国又は地方公共団体の負担になつておるものでもこれを必ずしも掃さない。さういふことであるならば、そこに一つ朝鮮人關係については實質的な事由がなくならないか。それからもう一つ、この條文だけでなくて毒を流す云々といふ言葉がありまして、この條文の四号の本文には「左に掲げる者の一に該当するもの」といふことで、この條文にも当てはまる、さういふ人たちは掃すといふことは書いてない。この條文一つで掃すといふことが書いてある。だから説明されるように、さういふ理由もあるが、それは掃す毒を流す云々といふことがあれば、それは別の問題で、この條文は削つてもいいじゃないか、さういふこ

とを申上げておる。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほどから種々話がありましたように、ただ貧困とかどうとか言ふことだけでは、さういふ本人に全然勤勞意欲もなく、而も長期に亘つて生活扶助を受けておる。さういふ人は勤けは勤けるにかかわらず、全然勤勞意欲もなく、日本に迷惑ばかりかけておる外国人といふものは、これはいつまでも日本におられちやお互に困るのであります、さういふ意味の條文でありますから、これは不要であるとか或いは削除しなければならぬとは、我々は考へておらないのであります。

○吉田法晴君 これは議論になりますけれども、この條文だけなしに、生活貧困或いはその他国又は地方公共団体の負担になつておるだけなしに、積極的に毒を流すといふ人たちに掃つてもよろしい、さういふ説明でしたから、このほかに毒を流す云々といふことは別の條項じゃないか。貧困その他地方公共団体の負担になつておる、これだけでは掃えさうと言ひ、そして片方では、朝鮮人については生活保護法の適用をするといふ、さういふことならば意味ないじゃないか、さういふことを申上げておる。で、答弁がありまして、先ほど、私は今までの説明を聞いておるなら、この條文は必要ないと思ひます。それから先は議論になりますからやめなさい。それからもう一つ、石原次官のように、今の全然勤勞意欲がないとか、或いは日本に迷惑ばかりかけておると、さういふことについては、先ほど申上げましたが、貧困になつた、或いは定職がない、或いはほか方法がないから酒の密造もすると、

理論はとにかくとして、法体系として、占領中のものであり或いは講和後のものである、これは明らかに本質的に同じである。講和後の出入国管理令関係として、その中にあるものは破壊活動防止法としてこれからきまるもの或いは労働法関係、さつき国家公務員法と言われたが、講和後のこういう問題について法律と歩調を合わせなければならぬことは当然だと思ひます。然るに片方の破壊活動防止法案或いは労働法の改正或いは国家公務員法の改正案を審議してゐるのに、その中味だけここに持つて来るのはおかしいじやないか、時期的に見ればその推移を考へ合せて、向うできめた概念その他を持つて来て入れるならばわかるけれども、少くとも時期的に、きまらない概念或いは法の分野というものをここに持つて来ることは、これは不当ではないか、こういうことを申上げておるのであります。

○政府委員(鈴木一君) いろいろ講和後の法律の体系とか、外の管理令以外の法律で、法律の内容を持つたものとの関連というふうなお尋ねでございまして、管理令をボツダム政令として制定いたしました当時の経緯から申しまして、又講和後におけるこういうつた外国人関係の法令といたしましては、これはどこの国の外国人の出入国関係の法令を見ましても、大体これと同じような趣旨のことが、いわゆる退去強制理由或いは入国拒否事由の中にあるわけではございまして、従ひまして私どもとしては、飽くまでこれはほかの法律で同じようなことを仮に規定いたしましたとしても、これは目的も全然違ふことであるし、法律の体系としても必

ずしも直接それらの法規と関連しなれば動かないというような法律上の関係はない。ただ、これを先ほど申し上げましたように実行する場合には、いろいろとそういう法令によつて或いは処罰された者が、この管理令によつてこれに該当するかどうかというようないろ／＼な関連性は勿論持つて参りますけれども、法律上の連関性という点から申せば直接の連関性はない。こうお答えする以外にはないかと思ひます。

○吉田法務省 法の体系といひますか、出入国管理令なり、或いは破壊活動防止法なり、労働法なり、いわゆるあなたの言われる法の体系が違ふことは私も認めております。併しここに挙げてある理由は、その他のものもそうでありまして、日本において不法であると考えられないものをここに持つて来て、こゝで別に処罰しようというところはこれはないと思ひます。そうすると例えば例を引きますけれども、ワの項の(3)、この(3)の「工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を妨害し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体」、言い換えますと、争議行為を、要するにストその他争議行為を勧奨する政党その他の団体、その他の団体という点とはわかりませんけれども、これ一点をとつて見ましても、ストをやる組合、団体或いは政党、そういうものに加入し、或いは結成し、或いはこれと密接な関係を有する者、こういう者を処罰する、こういうことが書いてあります。ところが、私は不幸にして、この(3)に關するような事態が日本人の場合に全部処罰されるとは考えない。そうするな

らばこうした條文をこの管理令なり法の中に入れておくということは、これは精神からしましても私は不当だと考へるのです。そういう意味において破壊活動防止法なり、或いは労働法なり、そういうものでこういう活動はこれは不法であるということがはつきりしない前に、別にここに掲げることが不当ではない、こういうことを申上げてゐるんです、どうですか。

○政府委員(鈴木政勝君) 先ずお尋ねの第一点でございしますが、ほかの法律によつて不法の扱いを受けるということによつてこの條項の適用を受けるべきかどうかという御質問のようでありまして、先刻申し上げましたように、この退去強制は御くまで行政措置としてやるべきことであつて、それがほかの法律によつて不法であるとか或いは処罰されることかということとは、全然これは關係のないこととございまして、従ひまして、この法律の建前は飽くまでその行為が不法で、ほかの法律によつて処罰を受けるとか、受けないとかにかかわらず、こういうふうな行為をすることというふうな外国人は日本に滞在することが不適当だという観点から、こういう立法をいたしているわけでありまして、それから第二の工場、事業場における云々の、ワの(3)の問題でございしますが、それは吉田委員御承知と思ひますが、こういう活動自体は労働関係調整法によつて労働争議行為としてこれは禁止されている事項でございまして、従つて、こういう活動は労働関係調整法によつて許されない労働活動をするような団体に加入したり、これと密接な關係を有するものは、この管理令上は外国人として在留を許すべきでない、こ

ういう趣旨でございまして。御了解願ひたいと思ひます。

○吉田法務省 議事進行……、打ち切ります。本会議も始りますし、私ども大きな関心を持つております法律の提案理由の説明、それから質問がございまして、ここで打ち切りたいと思ひますので、ただ議論が途中になりますので、継続を一つお認め頂きたい。それからもう一つ関連しまして、外国にも例があるというお話でありましたから、その外国の例を一つ御提出を頂きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木政勝君) 差上げてございまして。

○委員長(有馬英二君) それでは本日はこの程度で散会いたします。次回は追つて公報を以て御通知を申し上げます。

午後四時六分散会